

鹿屋市黒羽子観光農園資材支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の観光農業による観光振興を図るため、黒羽子観光農園において農業生産性の向上及び農業経営の安定に向けた取組を実施する者に対し、予算の範囲内において鹿屋市黒羽子観光農園資材支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、黒羽子観光農園管理組合とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、果樹の生産を行うビニールハウスの天井巻き上げ装置の整備に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、79万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿屋市黒羽子観光農園資材支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市黒羽子観光農園資材支援事業実施計画書（別記第2号様式）
- (2) 資材を購入し、又は取り付けたことが分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

鹿屋市黒羽子観光農園資材支援事業補助金交付申請書

鹿屋市黒羽子観光農園資材支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市黒羽子観光農園資材支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 鹿屋市黒羽子観光農園資材支援事業実施計画書（別記第2号様式）
- (2) 資材を購入し、又は取り付けたことが分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

鹿屋市黒羽子観光農園資材支援事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業内容

事業主体名 (戸)	事業内容	事業費 (円)	負担区分		備考
			市 費 (円)	その他 (円)	
合 計					